

学校関係者の皆様へ

弁護士を 学校へ派遣します

消費者教育講師派遣事業

無料

学校負担なし!

講師謝金・旅費は
宮城県が負担します



弁護士会所属の 弁護士が講師

消費者問題に精通した
専門家が分かりやすく
解説します。



対象

生徒・学生、
教員、保護者が
対象です。



内容はご希望に 応じて調整

学校の希望に合わせて
講義内容を調整します。

お申込みはこちら

開催希望日の

2か月前まで

にお申し込みください。

お申込みの流れ



申込フォーム
入力



県から
連絡



講師
決定



学校担当者と
弁護士とで
講義内容の調整



講座
実施

申込フォーム

こちらの二次元コードまたは右記URLにアクセスし、
必要事項をご入力ください。
お申込み内容を確認後、担当者よりご連絡いたします。



申込フォームURL

[https://logoform.jp/
form/GQGB/985015](https://logoform.jp/form/GQGB/985015)

お問い合わせ

宮城県環境生活部
消費生活・文化課 相談啓発班

022-211-3126
syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

宮城県